

島労発雇均 1121 第 1 号
令和 5 年 11 月 21 日

各 団体代表者 殿

島根労働局長
(公印省略)

年末年始における 年次有給休暇取得促進の 御協力について (御依頼)

厚生労働行政の運営につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、年次有給休暇の取得率につきましては、「令和 5 年就労条件総合調査」の結果によると、令和 4 年に 62.1% と、前年より 3.8 ポイント上昇し、過去最高を更新したものの、依然として政府目標である 70% とは乖離があります。

このため、厚生労働省では、10 月の「年次有給休暇取得促進期間」に続き、この年末年始における年次有給休暇の取得促進の機運を醸成するための取組を行うことといたしました。

具体的には、計画的な業務運営や休暇の分散化に資する年次有給休暇の計画的付与制度^(※1) や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇制度^(※2) の活用を含め、年次有給休暇を積極的に取得いただくことにより働き方・休み方の見直しを促すポスター及びリーフレットを作成し、これらを用いた広報や労使への働きかけ等を行うことといたしました。

つきましては、貴職におかれても、本取組の趣旨を御理解いただき、同封のポスターの掲示やリーフレットの配布、広報誌への掲載等により、傘下企業等への周知に御協力いただきますようお願ひいたします。

なお、ポスター及びリーフレットについては、以下に掲載しておりますので、御活用ください。また、紙媒体に不足が生じた場合は、当局の担当より送付させていただきますので、以下の連絡先までご連絡いただくようお願ひいたします。

○年次有給休暇取得促進特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

(※1) 年次有給休暇 の付与日数のうち 5 日を除いた残りの日数について、労使協定を締結すれば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。

(※2) 年次有給休暇 の付与は原則 1 日単位ですが、労使協定を締結すれば、年 5 日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。(分単位など時間未満の単位での取得は認められません。)

本件連絡先 (担当) 島根労働局 雇用環境・均等室
電話 0852-31-1161 山尾